

圧縮空気、炭酸ガス、窒素等の 販売についての高圧ガス保安法上の手続

新潟県 消防課 高圧ガス保安係

高圧ガスの販売等は、高圧ガス保安法の規制を受けます。
ここでは、可燃性も毒性もない次のようなガスについて説明します。

- 圧縮空気（スキューバダイビング等）
- 炭酸ガス（ビールサーバー等） ○窒素 ○アルゴン 等

これらの高圧ガスを販売する者は、以下について確認し必要な手続を行ってください。

1 必要な手続

- ・販売する場合・・・・・・・・・・「高圧ガス販売事業届」
- ・販売するガスを貯蔵する場合・・・・・・・・「販売高圧ガス貯蔵届書」

2 各届出の詳細

(1) 高圧ガス販売事業届

届出様式（3ページ）

◇添付書類

- ・販売計画書（4ページ）：5ページの記入例を参考にしてください。
- ・販売所の位置を示した図面：住宅地図等を添付してください。
- ・高圧ガス引渡先の保安状況を明記した台帳：
 - 少なくとも下表に示した事項を記載するものとし、様式は任意です。全国高圧ガス溶材組合連合会が作成した様式等を参考にしてください。
- ・高圧ガスを容器により授受した場合の容器授受簿：
 - 6ページを参考に作成してください。

帳簿名	記載すべき事項
高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳	1 引渡先の名称及び所在地 2 当該引渡先に対する販売上の保安責任者（できるだけ販売主任者免状又は製造保安責任者免状を所有する者が望ましい。）の氏名 3 (ア) 直接消費者に販売する者にあつては、消費場所、消費の方法、ガスの種類ごとの使用の状態等 (イ) 消費者に直接販売しない販売業者にあつては、販売先の販売業者の届出年月日

(2) 販売高圧ガス貯蔵届

①届出が必要な場合

販売事業を行うために、高圧ガス（容器）を貯蔵する場合

※貯蔵量の合計が圧縮ガス 300 m³（液化ガスの場合は 3,000 kg）以上となる場合は、第二種貯蔵所設置届が必要となりますので別途お問い合わせください。

②届出様式（7ページ）

◇添付書類

- ・貯蔵の方法に係る技術上の基準（8ページ上表）、
- ・貯蔵するガスの種類及び貯蔵量（8ページ下表）：
9ページの記入例を参考にしてください。貯蔵量の欄には、貯蔵を予定している最大の量を記載してください。
- ・貯蔵場所の構造を示す図面：充填容器の置き場所と、残ガス容器（客先で使用後の容器）の置き場所の区分を明示してください。
- ・貯蔵場所の付近の状況を示す図面：販売事務所との位置関係を示してください。

高圧ガス販売事業届	一般	× 整理番号	
		× 受理年月日	年 月 日
名 称 (販売所の名称含む。)			
事務所(本社)所在地	〒	電話	
販売所所在地	〒	電話	
販売をする高圧ガスの種類			

年 月 日

代表者 氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

新潟県知事殿

備考 ×印の項は記載しないこと。

販売計画書

1 販売の目的

2 販売の方法(該当項目全てをチェックする)

- 容器置場を設置して販売する
- 容器置場を設置せず、卸店の容器置場から充填容器等を運搬して販売する
- 容器置場を設置せず、直接充填容器等を運搬せずに販売する

3 販売するガスの種類

ガスの区分	ガスの名称

4 容器置場の有無(○で囲む)

有り 無し

一般高圧ガス保安規則の技術上の基準に関する事項

適用法令	基準内容	申請内容
一般則第40条 第1項第1号	高圧ガス引渡先の保安状況を明記した台帳を備えること。	
一般則第40条 第1項第2号	充填容器等の引渡は、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、当該ガスが漏洩していないものをもってすること。	
一般則第95条 第1項	高圧ガスを容器により授受した場合は、充填容器の記号及び番号、充填容器ごとの高圧ガスの種類及び充填圧力(液化ガスについては充填質量)、授受先並びに授受年月日を記録し、2年間保存する。	

1 販売の目的

- ・スキューバダイビング呼吸用の空気を販売するため。
- ・飲食店にビールサーバー用の炭酸ガスを販売するため。
- ・食料品工場に窒素ガスを供給するため。

2 販売の方法(該当項目全てをチェックする)

- 容器置場を設置して販売する
- 容器置場を設置せず、卸店の容器置場から充填容器等を運搬して販売する
- 容器置場を設置せず、直接充填容器等を運搬せずに販売する

3 販売するガスの種類

ガスの区分	ガスの名称
その他	空気、炭酸ガス、窒素

4 容器置場の有無(○で囲む)

有り

無し

一般高圧ガス保安規則の技術上の基準に関する事項

適用法令	基準内容	申請内容
一般則第40条 第1項第1号	高圧ガス引渡先の保安状況を明記した台帳を備えること。	別紙のとおり台帳を備え、記録する
一般則第40条 第1項第2号	充填容器等の引渡は、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、当該ガスが漏洩していないものをもってすること。	基準どおり遵守する
一般則第95条 第1項	高圧ガスを容器により授受した場合は、充填容器の記号及び番号、充填容器ごとの高圧ガスの種類及び充填圧力(液化ガスについては充填質量)、授受先並びに授受年月日を記録し、2年間保存する。	別紙のとおり授受簿を備え、記録する

販売高圧ガス貯蔵届書

年 月 日

新潟県知事殿

住 所

氏 名

〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

下記のとおり販売する高圧ガスを貯蔵したいので、新潟県高圧ガス保安法施行細則第5条の規定により届け出ます。

記

名 称 (販売所の名称含む)	
事務所(本社)所在地	〒 電話
販売所所在地	〒 電話
貯蔵所所在地	〒 電話
貯蔵する高圧ガスの種類	

添付書類

- 1 高圧ガス保安法第15条第1項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項を記載した書類
- 2 貯蔵場所の構造を示す図面
- 3 貯蔵場所の付近の状況を示す図面

貯蔵の方法に係る技術基準

適用法令	基準内容	届出内容
一般則第18条 第1項第2号イ	可燃性ガス又は毒性ガスの充填容器等の貯蔵は、通風の良い場所ですること。	該当なし
一般則第6条 第2項第8号イ	充填容器等は充填容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置くこと。	
一般則第6条 第2項第8号ロ	可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス及び酸素の充填容器等は、それぞれ区分して容器置場に置くこと。	該当なし
一般則第6条 第2項第8号ハ	容器置場には、計量器等作業に必要な物以外の物を置かないこと。	
一般則第6条 第2項第8号ニ	容器置場(不活性ガス(特定不活性ガスを除く。)及び空気を除く。)の周囲2m以内に、火気、引火性又は発火性の物を置かないこと。	該当なし
一般則第6条 第2項第8号ホ	充填容器等は常に温度40度以下に保つこと。	
一般則第6条 第2項第8号ト	充填容器等には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱をしないこと。	
一般則第6条 第2項第8号チ	可燃性ガスの容器置場には、携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入らないこと。	該当なし
一般則第18条 第1項第2号ホ	貯蔵は、船、車両若しくは鉄道車両に固定し、又は積載した容器によりしないこと。	
一般則第18条 第1項第2号ヘ	一般複合容器等であって当該容器の刻印等において示された年月から15年を経過したものを高圧ガスの貯蔵に使用しないこと。	

貯蔵するガスの種類及び貯蔵量

ガス名	容器の種類	容器の本数	貯蔵量
	m ³ kg	本	m ³ kg
	m ³ kg	本	m ³ kg
	m ³ kg	本	m ³ kg
最大貯蔵量 (合計)	/	本	m ³ kg

貯蔵の方法に係る技術基準

記入例

適用法令	基準内容	届出内容
一般則第18条 第1項第2号イ	可燃性ガス又は毒性ガスの充填容器等の貯蔵は、通風の良い場所ですること。	該当なし
一般則第6条 第2項第8号イ	充填容器等は充填容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置くこと。	区分する
一般則第6条 第2項第8号ロ	可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス及び酸素の充填容器等は、それぞれ区分して容器置場に置くこと。	該当なし
一般則第6条 第2項第8号ハ	容器置場には、計量器等作業に必要な物以外の物を置かないこと。	置かない
一般則第6条 第2項第8号ニ	容器置場(不活性ガス(特定不活性ガスを除く。)及び空気を除く。)の周囲2m以内に、火気、引火性又は発火性の物を置かないこと。	該当なし
一般則第6条 第2項第8号ホ	充填容器等は常に温度40度以下に保つこと。	屋根を設ける
一般則第6条 第2項第8号ト	充填容器等には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱をしないこと。	「チェーンをかける等」
一般則第6条 第2項第8号チ	可燃性ガスの容器置場には、携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入らないこと。	該当なし
一般則第18条 第1項第2号ホ	貯蔵は、船、車両若しくは鉄道車両に固定し、又は積載した容器によりしないこと。	車両の上で貯蔵しない
一般則第18条 第1項第2号ヘ	一般複合容器等であって当該容器の刻印等において示された年月から15年を経過したものを高圧ガスの貯蔵に使用しないこと。	使用しない

貯蔵するガスの種類及び貯蔵量

(足りない場合は別紙を添付してください。)

ガス名	容器の種類	容器の本数	貯蔵量
空気	7 m^3 kg	10 本	70 m^3 kg
窒素	7 m^3 kg	10 本	70 m^3 kg
最大貯蔵量 (合計)		20 本	140 m^3 kg